

消費生活

No. **152**
令和7年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所3階



お知らせ

◆今更聞けないクレジットカードのお話
第3回消費者講座を開催しました！
ご利用ください！出前講座

第51回消費生活展を開催しました！

1月18日（土）・19日（日）の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第51回成田市消費生活展」を開催しました。

消費者トラブル、電気、ガス、環境といった暮らしに役立つ情報を来場された方々に紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めるスタンプラリーを行い、多くの方にご参加いただきました。

出展団体による啓発の様子



うなりくんも遊びに来たよ♪



今更聞けないクレジットカードのお話

ひと昔前は、クレジットカードを作ることが大人になった証のようなときがありました。現在は決済手段の約33%がクレジットカード決済になっています。日頃何気なく利用しているクレジットカードですが、色々なトラブルが発生しています。クレジットカードについて知り、被害に遭わないよう気を付けましょう！

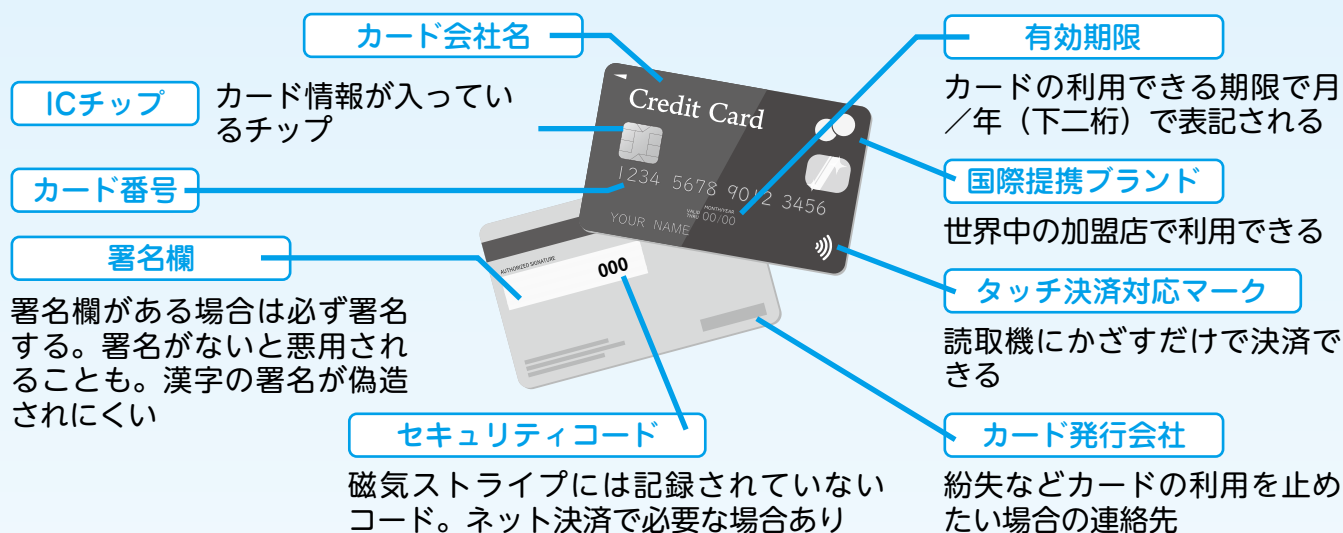
※経済産業省によれば、2023年度のキャッシュレス決済比率は39.3%
その内クレジットカードは83.5%（105.7兆円）を占めています



1 クレジットカードとは

クレジットとは「信用」のこと。購入した商品やサービスの代金を後から支払えるカードのことです。

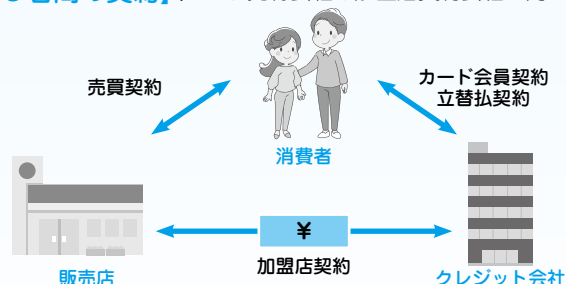
2 クレジットカードの券面例



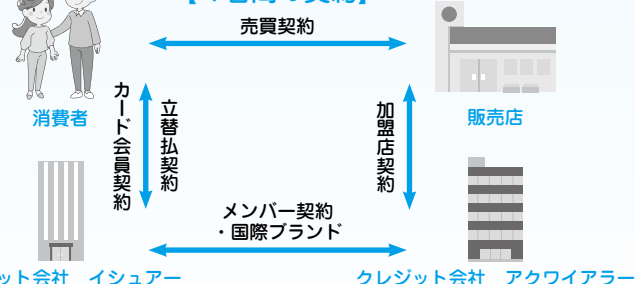
3 クレジットカードのしくみ

最近では、世界中に加盟店を持つ国際ブランドマークをつけたクレジットカードが主流です。このカードでは、カードを発行するクレジット会社と加盟店と契約するクレジット会社が異なる場合があります。カードを発行する会社を「イシューアー」といい、加盟店と契約する会社を「アクワイアラー」といいます。しくみは4者間の契約になります。

【3者間の契約】（カード発行会社と加盟店契約会社が同じ場合）



【4者間の契約】



消費者はクレジットカードを利用し、いずれの場合であっても後払いで商品等を購入することができます。

クレジット会社は消費者からの入金を待たずに販売店に立替払いで支払っています。

販売店との間でトラブルが発生した場合、クレジット会社に支払いの停止を求めます。相当な理由があった場合は支払いを一時止め、調査してもらうことができる場合があります。これを**支払停止の抗弁権**といいます。

4 クレジットカードのメリットとデメリット

【メリット】

- ① 便利さ・・・現金を持ち歩く必要なし
- ② 支払いに猶予期間
・・・一時的に資金繰りが楽
- ③ ポイントや特典
・・・ポイントや割引等の特典
- ④ 海外旅行時の利便性
・・・通貨の両替手数料が避けられ、旅行保険等の付加サービスあり

【デメリット】

- ① 使い過ぎのリスク
・・・予算を超えて使い過ぎることも
- ② 金利や手数料・・・特にリボ払いに注意
- ③ 年会費・・・年会費がかかるカードもあり
- ④ セキュリティリスク
・・・不正利用されることもあり
- ⑤ 信用情報に影響
・・・遅延等があると、ローン審査に影響の場合あり

5 トラブル回避のために

1) フィッシング詐欺・・・実在するカード会社、銀行、ECサイトなどに見せかけたEメールやSMS（ショートメッセージ）などがパソコンやスマホに届き、指示通り入力するとカード情報などが盗み取られ不正利用される。

⇒ ① 怪しいメール、SMSは開かない。⇒ ② 開いても中のURLにアクセスしない。
⇒ ③ アクセスしても情報を入力しない。⇒ ④ カード情報を入力してしまったら直ぐにカード会社にカード停止を申し出る。

2) リボ払い・・・利用金額や件数にかかわらず月々の支払額を一定額にすることができます。支払い残高に応じた手数料がかかるため、返済が進まない可能性があります。

- ① リボ払い専用のカードがあるのでカードの契約内容を確認。
- ② インターネット通販でカード決済する際、リボ払いが選択されていないか確認。
- ③ 請求明細の確認は忘れずに。※リボ払いの詳細については、「消費生活」149号を参照

3) 家族や友人でも貸し借りはしない

クレジットカードを利用できるのは、カード名義人「本人」のみ。カードの貸し借りはカード会社の会員規約で禁じられており、違反した場合はカード会員資格が取り消されます。

4) 暗証番号は絶対に教えない

暗証番号が使われた不正利用は、会員が暗証番号の管理を怠ったとみなされ、「カード会員本人」に支払責任が発生します。

5) 利用明細書は必ずチェック

万が一、相違や覚えのない利用が記載されている場合には、すぐにカード会社へ連絡します。一般的に60日を過ぎた場合は相当な理由があっても返金されません。

6) 紛失・盗難に気付いたらすぐに警察に届ける、カード会社に連絡する

通常、不正利用された場合は、会員補償制度の適用を受けることができます。補償が適用される要件などは、カード会社によって異なるので規約などをチェックします。

7) 利用していないカードは解約手続きを

カード会社に解約を申し出ます。カードが有効期限内であれば、カードを切断しても解約したことになります。

8) 住所・支払口座・メールアドレスなどの変更があった場合は早急に変更手続きを

変更しないでいると、「利用明細書」が届かなかったり、カード更新の際に新しいカードが届かなかったりします。

6 まとめ

クレジットカードは※平均で約3枚／人持っています。一度限りの特典のために作ってそのまま放置していませんか。適切な管理のためにも、利用していないカードはないか確認してください。※（一社）日本クレジット協会より 2024年3月末現在

第3回消費者講座を開催しました！



令和6年12月2日（月）に（一社）日本清掃収納協会より 山口 かな 氏を講師に招き、「年末大掃除セミナー」～新年を気持ちよく迎えるために～をテーマに消費者講座を開催しました。汚れの種類によって洗剤を使い分けることで、掃除の時短になることや場所別の掃除のポイントと簡単なお掃除スプレーの作り方などを学べる講座となりました。

ご利用ください！出前講座



成田市消費生活センターでは、日頃の相談業務の他、消費生活相談員が講師として出向き、『悪徳商法あれこれ』（一般向け）、『賢い消費者のススメ！』（若者向け）をテーマに出前講座を行なっています。年々巧妙化する悪質商法・詐欺の被害を未然に防ぐには、手口や対処法を知ることが重要です。講座の内容、時間、場所も含め皆様からのリクエストにお応えしますので、ぜひご利用ください！

- ・講師派遣の費用は**無料**です。
 - ・場所は成田市内に限りますので、申請者が確保してください。
 - ・実施予定日の3週間前までにお申し込みください。
- ※詳しくは、右のQRコードからご覧ください。



出前講座お申し込み

問合せ先：成田市経済部商工振興企業立地課（市役所4階）
TEL:0476-20-1622 FAX:0476-24-2185 E-mail:shoko@city.narita.chiba.jp

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時00分～午後4時30分

● **成田市消費生活センター（成田市役所3階） ☎23-1161** ●